

保存期間 3 年

事務連絡

平成 21 年 8 月 21 日

地方入国管理局

地方入国管理局支局

入国・在留審査担当首席審査官 殿

法務省入国管理局入国在留課

補佐官 近江 愛子

インターンシップの活動を行う者に係る入国・在留審査事務に係る留意事項について（通知）

インターンシップに係る取扱いについては、平成 11 年 8 月 10 日付け管総第 3008 号において規定しているところ、近時、インターンシップ制度が、安価な労働力の供給源として悪用される事案も発生していることから、インターンシップの活動を行う者に係る入国・在留審査につき、下記のとおり留意願いたく、通知します。

なお、管下出張所長に対しては、貴職から通知願います

記

## 1 在留資格「特定活動（告示 9 号）」関係

### （1）労働関係法令の適用について

インターンシップの活動を行う学生に対する労働関係法令の適用については、インターンシップの態様によりその適用が決まるため一概に判断することが困難であるが、学生が、当該企業において、直接生産活動に従事するなど当該作業による利益・効果が企業に帰属し、かつ、企業と学生との間に使用従属関係が認められる場合には、当該学生は労働者に該当すると考えられるため、そのような場合には審査に当たっては労働関係法令の適用について留意すること。

（注）学生が一定期間にわたって一般社員と同様の業務に従事している、同様のローテーション（シフト）に入っている等の場合は特に留意する。

### （2）専攻との関係について

インターンシップは、教育課程の一部として、単位習得等の学業の一環として実施されることが要件となっているが、

また、風俗営業若しくは店舗型性風俗特殊営業が営まれている営業所において行うもの又は無店舗型性風俗特殊営業若しくは映像送信型性風俗特殊営業に従事するものについては、認めない。

(3) その他

教育課程の一部であるため、大学と本邦の公私の機関との間の契約において、当該機関において学生を受け入れるに足りる十分な受け入れ体制及び指導体制等が確保されていると認められること。

- 2 在留資格「文化活動」及び「短期滞在」関係  
上記1(2)及び(3)に同じ。

- 3 請訓

地方入国管理局長は、インターンシップ活動を行う者の入国・在留申請に係る許否の判断に当たって疑義のあるときは、本省に請訓する。